

第二、第三年度の審査の申出

資産の区分				申出の可否
土地	前年度の賦課期日 (1月1日)に 所在した土地	前年度の価格が据え置 かれている土地	前年中に特別の事情があっ たため評価替えを行うべき である旨を申し立てる場合	
			地価の下落があったため修 正基準に基づき価格の修 正をすべき旨を申し立てる 場合	
		上記以外の場合	×	
	前年中に分合筆など特別の事情があつたため評価替 えが行われた土地			
	地価の下落があつたため修正基準に基づき価格を 修正した土地			
当年度に新たに固定資産税が課税された土地				
家屋	前年度の賦課期日 (1月1日)に 所在した家屋	前年度の価格が据え置 かれている家屋	前年中に特別の事情があっ たため評価替えを行うべき である旨を申し立てる場合	
			その他の場合	×
	前年中に増改築、損壊など特別の事情があつたため 評価替えが行われた家屋			
	前年中に新築などにより、新たに固定資産税が課税された家屋			
償却資産				

特別の事情

土地...分筆・合筆、土地の区画形質に著しい変化があつた場合をいいます。周辺の環境変化による地価の値上がり等は含まれません。

家屋...増改築、損壊など、その家屋の価値に大幅な増減を来たした場合をいいます。簡単な修理・修繕等は含まれません。

修正基準

土地の価格は原則3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、法に定める修正基準により、価格の修正を行うことができるとされています。

平成23年4月 大阪市